国に意見書を提出しました

死亡ひき逃げ事件における公訴時効の撤廃を求める意見書

２００９年9月、本市において死亡ひき逃げ事件が発生した。当時、小学４年生の男児の命を奪った犯人はいまだ検挙されておらず、愛する家族を突然奪われた遺族の心情は、想像を絶するであろうことは察するに難くない。

死亡ひき逃げ事件における公訴時効は、現行法上、最長で「救護措置義務違反」が7年、「過失運転致死罪」が１０年、「危険運転致死罪」が２０年とされており、当該事件においては、当初、「過失運転致死罪」が適用されていたが、捜査の罪名が「危険運転致死罪」に変更して適用されたことにより、今もなお捜査が続けられている。

公訴時効は、犯罪発生後、法律の定める期間が経過すると、犯人を起訴･処罰することができなくなる制度であり、殺人罪や強盗殺人罪などについては、国民世論の高まり等を受け、２０１０年に公訴時効を廃止するなどの法改正がなされた一方で、死亡ひき逃げ事件においては、救護措置義務を果たさず被害者を死亡させ、故意に逃走を図った点では同様に凶悪な犯罪であるものの公訴時効の撤廃はされていない。

今後も死亡ひき逃げ事件における公訴時効が存続することで、時効成立後には命を奪った犯人は罪に問われないこととなり、遺族らの被害感情に沿わないばかりか一般的な規範意識からもかけ離れてしまうものと思われる。

よって、国においては、凶悪な犯罪を許さない社会を実現するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1　死亡ひき逃げ事件における公訴時効の撤廃を検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月１９日

熊谷市議会

衆議院議長　様、参議院議長　様、内閣総理大臣　様、法務大臣　様、国家公安委員会委員長　様

食料自給率向上を求める意見書

農林水産省は令和５年８月、令和４年度の食料自給率がカロリーベースで 38%と公表した。世界の中でも異常に低い食料自給率の向上が図られない現状は、日本国民の生存する基盤を脅かす深刻な事態であると言える。また、６８.７歳という基幹的農業従事者の平均年齢は、農業、農村が崩壊しかねないことを示しており、飼料や肥料、燃料などの生産コストの上昇分を適正に価格転嫁できず、酪農を含む畜産農家の廃業も後を絶たない状況である。

コロナ禍では、食料の輸出規制に踏み切る国が相次ぎ、「令和の米騒動」ではお金があっても食料を買えないという実態があらわになり、輸入に依存した食糧供給の危うさを改めて浮き彫りにした。

命の源であり、緊急時に増産することが難しい食料・農産物の国内生産を拡大し、食料自給率を高める平素からの努力が不可欠である。

また、日本の食料自給率の向上は、世界の食料問題の解決や地球環境保全の面にも寄与するものと思われる。食料の輸入依存は長距離輸送による大量の化石燃料の消費を伴い、温室効果ガス排出削減に向けた世界の動向に逆行する。農産物輸出国では、水資源を浪費し、単一作物の大規模生産で生物の多様性を脅かし、土壌の劣化や森林破壊も引き起こしているといわれている。

日本の食料自給率の向上は地球と人類社会の持続的な発展のために必要であり、国際社会への責務でもある。

食料自給率の向上が図られない要因の一つに、米の消費量の減少に伴う担い手の減少、農地の減少や荒廃など農業を取り巻く基盤が弱体化していることが挙げられる。

これまで、田んぼや里山を支え、環境を守り、地域を支えてきたいわゆる「家族経営」とよばれる小規模な農家も減少し、農業の中心的な役割を担う基幹的農業従事者も２０年間で約１０４万人減少し、そのスピードは加速しているものと思われる。

こうした現状に鑑み、水田を守り地域の農業を持続可能なものとし食料の国内生産を増大させることが急務である。

よって、国においては、食料自給率の向上につながる取組を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和６年１２月１９日

熊谷市議会

内閣総理大臣　様、衆議院議長　様、参議院議長　様、農林水産大臣　様、外務大臣　様